

収税課からの お知らせ

- 市税の全期前納報奨金制度が変更になります
- 市税滞納整理の取り組み
- 納税相談を実施しています
- 市税等の納付には便利な口座振替をご利用ください
- 滞納者に対し滞納処分を実施しています

■ 問合せ先/収税課 ☎58-5111、75-3111 (内線1137・1139)

■平成24年度から 市税の全期前納報奨金制度 が変更になります

昨年の第4回市議会定例会において市条例の一部改正案が議決され、次のとおり改正されることとなりました。

(改正内容)

- ・個人市県民税
 - ・全期前納報奨金を廃止
 - ・固定資産税
- 全期前納報奨金の支給上限額を10万円から5万円に改正
※市県民税とは、一般的に住民税と呼ばれるものです。

前納報奨金制度は、昭和25年に地方税法が制定され、税収の早期確保と自主納税意欲の向上を目的に創設されました。

しかし、同じ市県民税であつても、特別徴収者(給与や年金からの天引きの方)には適用されていないことから不公平感の解消と財政健全化の一環として、今回の一部改正が行われました。

納付書または口座による全期前納(一括納付)については、今までどおり行えます。

納税一斉推進結果表：円(平成23年12月20日現在)

市 県 民 税	7,721,800
固 定 資 産 税	6,838,200
軽 自 動 車 税	819,400
国 民 健 康 保 険 税	8,708,700
介 護 保 険 料	309,470
後期高齢者医療保険料	768,100
督 促 手 数 料	159,600
延 滞 金	701,800
合 計	26,027,070

のとおりで、推進の結果については次表のとおりです。

■市税滞納整理の取り組み

なお、口座振替で全期前納されている方で、期別納付に変更を希望する場合は、新たに届け出をしていただく必要があります。

今後とも納税者の皆様には税負担の公平性と財源確保のためご理解をいただき、市税等の納付にご協力をお願いします。

■市税滞納整理の取り組み
昨年の11月、収納向上対策の一環により市職員による一斉納税推進を行いました。

未納となっている市税等は督促状や催告書などで、逐次お知らせをしておりますが、納め忘れをしている方が多いことがわかりました。

滞納となった市税等には、督促手数料や延滞金まで納めていただくようになりますので、ご注意ください。

税・料金の納期限一覧については年度初めに、市広報紙に掲載しておりますので、各家庭においてはカレンダーに記入するなど、納期内納付にご協力をお願いします。

■納税相談を実施しています

市では次のように平日延長業務・休日業務を行っております。納税相談・納税などにご利用ください。

平日延長窓口

- ・実施日/毎週木曜日
- ・時間/平日19時30分まで

休日納税相談

- ・実施日/毎月の最終日曜日
- ・時間/9時~16時

※場所は、いずれも市役所大和庁舎一階(収税課)となります。

■市税等の納付には便利な 口座振替をご利用ください

納税などには、もっとも確実に安全な口座振替をお勧めしています。

市税等を口座振替で行いますと納め忘れもなく安心です。

口座振替の申込みは、市役所各庁舎、市内の金融機関・郵便局の窓口で簡単に行えます。

■滞納者に対し滞納処分を実施しています

市では滞納がかさみ、納税意思がないなどの悪質な滞納者に対し、財産の差押えにより滞納処分を行っています。差押えの対象は、給与・預貯金・不動産・生命保険など多岐にわたります。

今年度も差押えた不動産の公売を実施しております。不動産の公売に関する情報は、各庁舎の窓口で「公売のご案内」並びに、市の広報紙・ホームページ上に掲載するなどしてお知らせしています。